

「もしも…」のときに
医療情報があなたの安心を支えます



救急医療無償配布 情報キット

高 齢者の安全・安心を守る取り組みとして、市では、ひとり暮らしの高齢者などを対象に、救急医療情報キットを無償配布する事業を **3月1日(木)から** 始めます。

☎長寿福祉課 ☎内線 1179

よくお読みください

対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 65歳以上のみの世帯
- ③ 心身に重度の障がいがある方のみの世帯
- ④ その他必要と認める方

申請者

対象者(本人)または代理の方

受付場所

長寿福祉課(千代田庁舎)・霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)・中央出張所

受付時間

平日 8:30 ~ 17:15

申請からキットの保管まで

- ◆「申請書」に必要事項を記入し、受付場所に提出
- ◆救急医療情報キット・ステッカーを受け取る
- ◆救急医療情報キットを自宅の冷蔵庫に保管
- ◆ステッカーを玄関の内側・冷蔵庫に貼り付ける
- ◆救急医療情報キット内の情報は随時更新し、万一の時に備える

一人暮らしのお年寄りですが、救急車を呼んだ際に、既往症や服用薬などを伝えられない場合があります。そんな時、救急隊員にいち早く正確に伝えることができる救急医療情報キット。

医療情報キットとは、一人暮らしの高齢者や65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者手帳を所持する方などを対象に、救急情報や医療情報のほかに親族らの緊急連絡先などを記入した用紙、健康保険証や診察券、薬剤情報提供の写しなどの情報を入れられ、冷蔵庫に保管する「命のバトン」と称するプラスチック製の筒です。キットの所在を示すシールを玄関の内側と冷蔵庫のドアの2カ所に張ってもらい、救急通報の際、駆けつけた救急隊員が救急医療情報キットで、患者の情報を正確に把握し、応急処置や搬送を迅速、適切にできるようにするのがねらいです。

高齢者の安全・安心
命のバトン
救急医療情報キット



救急医療情報キットに入れるもの

- ① 救急情報(申請時に市から配布)
 - ② 本人の写真
 - ③ 健康保険証 [写]
 - ④ 診察券 [写]
 - ⑤ 薬剤情報提供書 [写]
- ※②～⑤はご本人で用意

◆救急医療キットのご利用にあたっては、以下の点をご了承ください。

- 玄関のドアの内側にステッカーが貼られている場合は、本人および同居人などの同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。
- 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合のみ活用いたします。そのため、救急医療情報キットの保持者であることがわかっている場合でも、その救急活動によっては活用されない場合があります。
- 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、救急医療キットに記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。また「救急隊への伝言」についても必ずしも、その伝言を実行できるものではありません。

野焼きは一部の例外を除き

法律で禁止されています

家庭などのごみの野焼き(ごみ焼ぎ)は、法律で禁止されています。しかし、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却などの家庭での野焼きによる苦情が、市役所や消防署に多く寄せられています。野焼きは、近所に迷惑をかけ、有害物質の発生の原因になるので、一人一人がよく考え、絶対にやめましょう。

どうして野焼きはいけないの?

家庭や事業所などでの野焼きは、発生する煙や悪臭などによって、「窓が開けられない」「煙のせいで洗濯物に臭いがついて困る」など近隣へ迷惑をかけるだけでなく、人体の健康へ深刻な影響をもたらす化学物質

やダイオキシンを発生させる原因にもなっています。また、野焼きによって草や地表に付着した放射性物質が再び飛散する可能性も考えられます。

一部の例外を除いた野焼きは法律で禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金またはその両方に処せられます。

☎環境保全課 ☎内線 2516

煙くて窓が開けられない...
洗濯物に臭いがつくわ...



家庭で「野焼き」はできるのってできないの?

Q1 庭木の落ち枝や落ち葉などは、家庭で焼却できますか?

A1 できます。たき火の規模が小さいもの限り、焼却する時間帯、風向きや強さなどを考え、近隣に迷惑がかからないような配慮が必要です。

Q2 食品トレイやビニール袋などは、家庭で焼却できますか?

A2 できません。紙や布、生ごみなども同じで、各地区で決められた方法で分別して、市の定期収集に出してください。

Q3 農業作業の、稲わらやあぜ草などは、焼却はできますか?

A3 できます。ただし、農業用であっても、廃ビニール類などの焼却はできません。

Q4 どんと焼きなどはできますか?

A4 できません。例外で認められている野焼きで、風俗習慣上や宗教上行事の必要な焼却になります。

野 焼きは最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ、時間帯、周辺環境などに十分配慮してください。

- ☞ 国や県、地方公共団体などが河川の管理を行うために伐採した草木などの焼却
- ☞ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとしての焼却
- ☞ 震災、風水害、火災、凍霜害の予防、応急対策または復旧に必要な廃棄物の焼却
- ☞ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの
- ☞ キャンプファイヤーやどんと焼きなどの行事
- ☞ 風呂吹き・炭焼き窯・薪ストーブ

例外で認められている野焼き

※上記の場合でも、生活環境保全上の観点から、苦情が寄せられた場合は改善命令や行政指導の対象となります。またビニール袋やプラスチック類が混ざらないように気をつけてください。

庭木の葉や落ち枝 落ち葉・雑草の出し方

幹 と太い枝は長さ1.5メートル以下、太さ20センチメートル以下にして環境クリーンセンターへ自己搬入してください(有料)。小枝は、50センチメートル以下に切って束ね、落ち葉・雑草は袋へ入れていづれも少量ずつ可燃ごみの日に出してください。